

佐世保市立楠栖小学校いじめ防止基本方針

目指す子ども像

○考え抜く子ども ○がんばり抜く子ども ○やわらかな心の子ども ○郷土を愛する子ども

PTA との連携	校内いじめ対策委員会	外部関係機関
○ 家庭訪問、学級懇談会、教育相談等の機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配事などを把握し、学校の様子を保護者に連絡するなどして日頃から保護者との信頼関係を築いておく。	○ いじめを把握したときの指導方針や対応・対策、役割分担などについて速やかに協議する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、担任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等の関係者。	○ 子ども子育て支援センター ○ 子ども・女性・障害者支援センター（児相） ○ 青少年教育センター ○ 主任児童委員・民生委員 ○ 警察

いじめの防止

- ◎ いじめを生まない、生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる「子どもの自己指導能力」の育成を図る。
- ◇ **基本的認識**
 - (1) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識を持ち、指導に当たる。
 - (2) いじめられている子どもの立場に立った、親身の指導を行う。子どもが発する危険信号を鋭く感知する感覚を磨く。
 - (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。愛情、精神的支え、信頼、厳しさ、親子の会話、触れ合いなど。
 - (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。道徳教育や心の教育をとおして、かけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びを指導していく。
 - (5) いじめは一部に責任を押しつける問題ではない。学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

1. 早期発見

- ◎ 日頃から児童の見守りや交流をとおして児童との信頼関係を密にし、児童の表情・態度の変化や友人関係の不自然な変化等を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や個人面談の実施など、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ◇ **問題兆候の把握**
 - (1) 児童へは全人格的な接し方を心がけ、深い信頼関係を築く。
 - (2) 児童の生活実態のきめ細かい把握に努める。養護教諭や他の職員との連携も密にする。
 - (3) 「おかしい」と感じたら、どんな些細なものも見逃さず、すみやかに事実を確認する。
(さえない言動、相談、連絡帳・日記帳の内容、他職員との情報交換等)
 - (4) 児童や保護者からのいじめの訴えには、適切かつ迅速に対応する。

(5) 児童の仲間意識や人間関係の変化に気をつける。

※ 特に種々の問題行動が認められる場合は、把握したもの以外のいじめが潜んでいる可能性にも留意する。

(6) アンケート調査、個人面談等からいじめの情報（疑いを含む）が出てきた場合、管理職に報告するとともに、速やかに全職員が情報を共有する場を設け、校内いじめ対策委員会につないでいくようにする。

2. 早期対応

(1) 事実関係の迅速な把握

○ 情報についてはいかなる場合も真摯に受け止め、関係する児童や保護者から情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

※ いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりすることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

○ いじめを受けた児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、その保護者の心情を教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が綿密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

※ 当事者だけでなく、その友人関係からの情報収集等を通じた事実関係の把握を、迅速かつ正確に行う。

※ 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらおうとともに、学校に対するの安心感を持ってもらうよう配慮する。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への対応

○ いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることが無いように配慮するなどしながら、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

※ 保護者には、児童がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うための指導に務めてもらうよう依頼する。（思いやりの心、善悪の判断、正義感等）

(4) 市教育委員会等への報告

○ いじめを把握した際には、いじめの問題解決を図るとともに、速やかに市教育委員会に報告する。また、必要に応じ、教育センター、子ども・女性・障害者支援センター（児相）、警察等の関係機関と連携する。

3. 再発防止（指導後の対応）

(1) いじめた児童への指導が、表面的なものにならないようにする。

(2) いじめの背景となったものを曖昧にせず、その後の観察を欠かさない。

(3) 「いじめ行為の解消 = いじめ問題の解決」と、短絡的に判断しない。

(4) いじめに直接関係した児童の、その周囲で傍観していた児童の言動に気をつける。

(5) 特に特別支援学級の児童に対する態度には留意する。

(6) また、児童理解支援システムにおいて引き継ぐ。

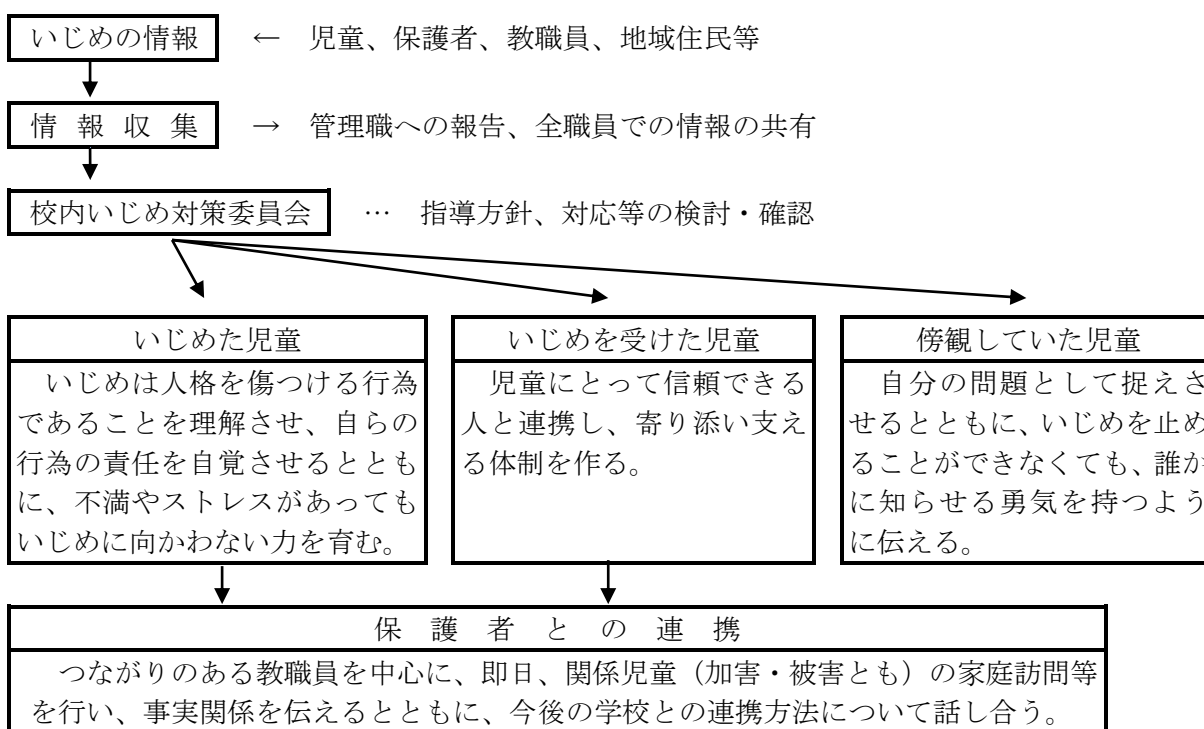
4. 年間計画

※ 児童理解の時間（月1回）

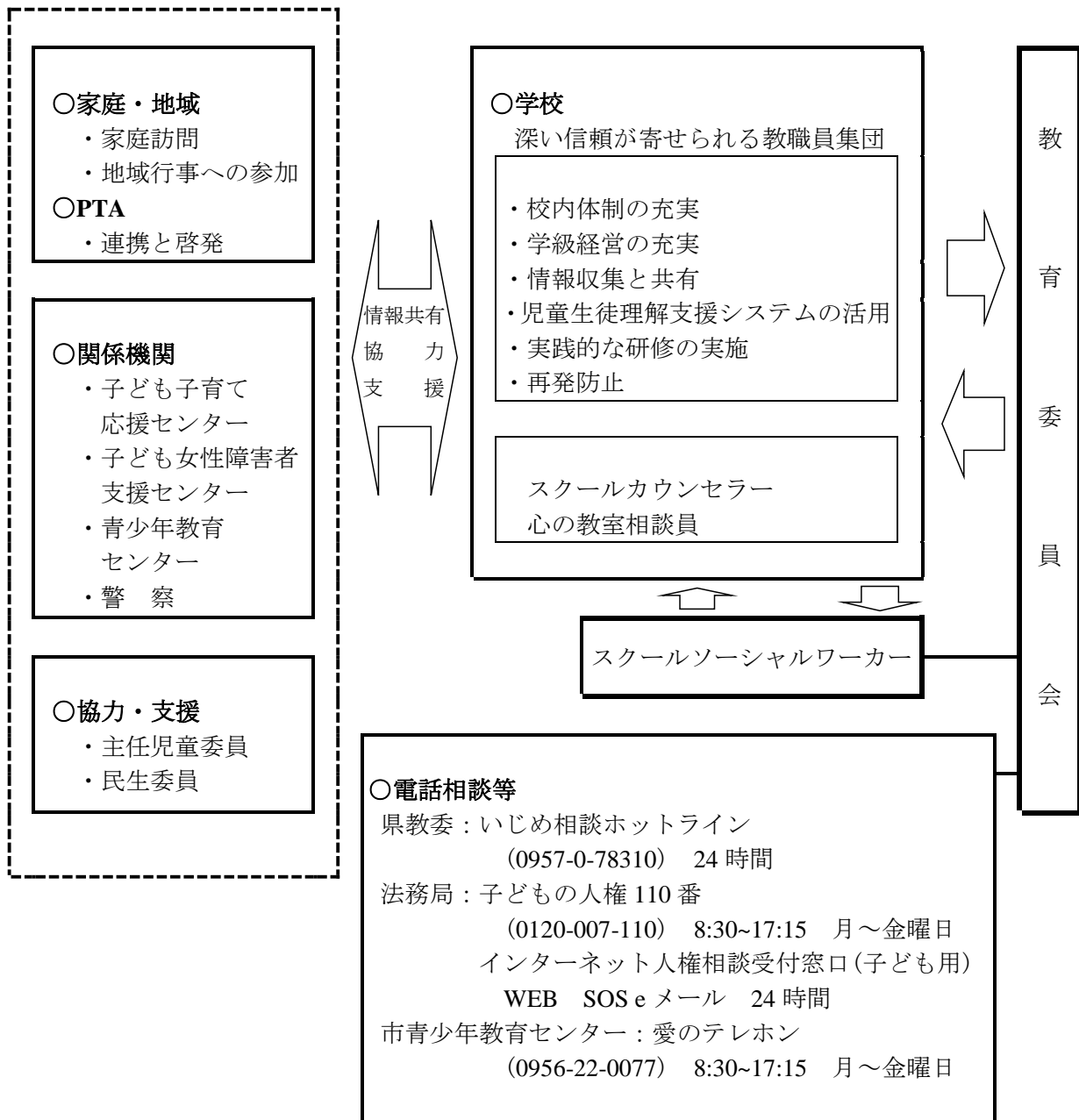
4月	学校いじめ防止基本方針の確認
5月	学校いじめ対策委員会（1） PTA 委員総会（1）
6月	いのちをみつめる強調月間 アンケート調査（1） 個人面談 学校支援会議（1） 学校評議員会（1）
8月	学校いじめ対策委員会（2）
9月	学校評価（1）及び分析
10月	前期終了時の記録 後期に向けての計画
11月	アンケート調査（2） 個人面談（必要に応じて）
12月	人権週間 学校評議員会（2） 学校いじめ対策委員会（3）
1月	学校評価（2）及び分析
2月	PTA 委員総会（2） 学校評議員会（3） 学校支援会議（2）
3月	年度末反省及び新年度計画

5. 組織的な対応のイメージ

いじめの予防	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営方針への「いじめ防止」の明記 ○連絡体制の確立（問題発生→担任→生活指導主任→管理職→いじめ対策委員会） ○人権意識と生命尊重の態度の育成（生徒指導、学級指導等） ○児童の「規範意識」「思いやり」の育成、自己指導能力の育成 ○「いのちをみつめる強調月間」等による道徳教育の充実 ○「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践事例集」等の活用による教職員の対応力の向上（校内研修） ○家庭・地域社会、関係機関との連携強化
--------	--



＜いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携＞



※ 報道に対する基本姿勢

- (1) 窓口を一本化し、校長が対応する。
- (2) 憶測や推測で対応しない。
- (3) 取材には誠意を持って対応する。
- (4) 事実を的確に要領よく説明する。
- (5) ノーコメントにも記者が納得する理由が必要。
- (6) 人権やプライバシーへの配慮を忘れない。

- 発生した事実(日時・場所も)
- いじめの状況
- いじめの原因(事実のみ)
- いじめの関係者(学年まで)
- 当面の処置
- 今後の対応
- 問い合わせ先(校長氏名・電話番号)